

上越市の地域自治区・地域協議会のあらたな展開

くびき野地域問題研究会
事務局長 杉本敏宏

はじめに

現上越市は、2005年（平成17年）1月1日に、近隣13町村を編入合併して誕生しました。合併後の地域自治をどう発展させていくか。そのための制度として旧13町村の区域に合併特例法による地域自治区を設け、地域協議会を設置し、市議増員選挙に合わせて委員の選任投票が行われました。このことから「公募・公選」ということで注目されました。

2009年には、旧上越市に15の地域自治区が設置され、10月の市長選挙に合わせて選任投票が予定されましたが、どの区も立候補者が定数以内で、選任投票は行われませんでした。

2009年の市長選挙で、現市長は「地域活動資金2億円」を公約に掲げ、それが2010年度より予算化されました。様々な団体等から多様な提案があり、地域協議会でその提案を審査して地域活動資金が配分され、提案が実行に移されつつあります。

今、上越市の地域自治区・地域協議会は、あらたな展開を始めたといえます。

I. 「合併特例」から一般制度へ

1. 全国最多14市町村の合併で誕生した地域自治区・地域協議会

- ・旧上越市を除く13町村の区域に合併特例法による地域自治区・地域協議会を設置
特例法により「区」を設置し、旧町村名を残す

「ガス抜き」との意見もあったが・・・

- ・総合事務所と地域協議会、そして住民組織

区の事務所としての総合事務所、協議機関の地域協議会、実行組織の住民組織

- ・「地域事業費」の配分と用途をめぐって

10年間の歳入不足分を、普通建設事業費の圧縮で対処。「共通事業費」「地域事業費」に分け、「地域事業費」を各区に配分。

事業の優先順位、配分額は地域協議会が決める。この用途をめぐって活発な議論が起きた。

2. 地方自治法に基づく一般制度へ

- ・旧上越市の地域を15区に分け地方自治法による地域自治区・地域協議会を導入
先立って13区を地方自治法上の制度に移行。恒久的な制度に。

15区には総合事務所がなく、3つの「まちづくりセンター」が分担して対応

13区と旧市とでは、「一国二制度」のような形

- ・旧市の地域自治区には「地域事業費」がない——議論が起きるか？

案ずるよりも生むが易しだった。各区ごとに特徴のある運営がなされている。

3. 議会との違いは明確

- ・円卓方式

「議会×行政」という構図ではない。まさに「協議機関」。

「良い提案には、素直に賛同する」「誰の提案かにこだわらない」

「まちを良くしたい」の一念

- ・議会に提案する前に「諮問」がある

地域協議会の「答申」を得て、議会に提案される。答申を無視した場合の説明責任。
地域協議会で「不採択」の答申が出され、議会提案を断念する事例も。

- ・地方自治法で定められた「自主審議事項」
議会ですべての提案権に値する。委員一人で提案できるのが、大きな特徴。
地域の問題が、議会とは違った切り口で提案されてくる。

4. 都市化した地域での特徴

- ・高田区、直江津区、春日区など上越市の中心部分の地域自治区
13区や他の区は、おおむね農村地域だが、市街地にも地域自治区がつくられた。
住民の要求も様々で複雑であり、多様な要求を持った団体が無数に活動している地域。活動範囲が複数の区にまたがっている団体が多い。
- ・地域協議会委員の出自も多彩
議会では捕捉できない多彩な意見が表明される。

II. 「地域活動資金」——市長の公約

1. 地域活動支援事業として「2億円」を各区に配分

- ・2009年市長選挙での公約
- ・各区に、500万円～1410万円を配分。
中途半端な金額ではあるが・・・。
- ・市民から「まちづくり活動」の提案を募集し、地域協議会で審査して採択
募集要項、採択方針、審査基準も地域協議会で決める。各区で異なる。書類審査中心、ヒアリング中心か、プレゼンテーションを行うかなど審査方法も各地域協議会独自。
要求額全額か一定割合か、上限・下限を設けるか。何件採択するか。資金が余った場合どうするか。追加募集するか、翌年度に繰り越すか。
- ・市民からの提案は400件を超える
提案内容は様々。農村部と都市部での違いがある。
- ・最多は高田区の29件
審査の結果、14件を採択。いずれも要求額満額で。
- ・採択結果についての「説明責任」
説明責任に耐えうる採択結果が求められる。
提案者は、「実行結果報告」を提出。

2. 住民自治にどんな影響がでるか

- ・「予算を執行する」とは、どういうことかを実際に体験する場
- ・今まで苦勞して資金集めをしていたものが、安易に補助に頼るといった否定的な面も
「分捕り合戦」のような自治からの後退面をどう克服するか。

3. 制度の改善方向など

- ・「本来、市が執行すべき事業」をどうするか
- ・「地域活動支援事業の目的に合致しない」「用途が不適切なもの」「目標が不明確なもの」などをどう切り分け、排除していくかの全市的な統一基準が必要
- ・「2億円」の是非。各区への配分基準の見直しなどが必要